

第43号議案

品川区立環境学習交流施設条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月23日

品川区長 濱 野 健

品川区立環境学習交流施設条例

(設置)

第1条 区民および事業者が環境の保全について関心や理解を深め、主体的に環境保全活動を実践することを推進するとともに、地域交流の促進を図るため、品川区立環境学習交流施設（以下「環境施設」という。）を設置する。

(名称および所在地)

第2条 環境施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
品川区立環境学習交流施設	東京都品川区豊町二丁目1番30号

(事業)

第3条 環境施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境の保全に関する学習の推進に関すること。
- (2) 環境の保全に関する情報の収集および提供を行うこと。
- (3) 環境の保全に関する活動に主体的に取り組む人材の育成および支援を行うこと。
- (4) 環境施設の施設および設備の使用に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事業

(施設等)

第4条 環境施設の施設は、次のとおりとする。

- (1) 展示室
- (2) ボランティア室
- (3) 地域交流室
- (4) 多目的スペース
- (5) コミュニティラウンジ
- (6) キッズスペース

2 地域交流室および多目的スペースの設備については、規則で定める。

(休館日等)

第5条 環境施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 環境施設の開館時間は、別表第1のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日および開館時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、区長の承認を得て、休館日および開館時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(使用手続等)

第6条 ボランティア室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより環境の保全に関する活動を行う者として区長の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 地域交流室および多目的スペースならびに第4条第2項に規定する設備（以下「地域交流室等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的とすると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

4 区長は、登録をし、または地域交流室等の使用を承認するに際して、管理上必要な条件を付けることができる。

（使用料）

第7条 前条第2項の規定により地域交流室等の使用の承認を受けた者（以下「地域交流室等使用者」という。）は、別表第2に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第8条 地域交流室等使用者は、地域交流室等の使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

（変更制限）

第9条 ボランティア室を使用する者は、ボランティア室の使用に際して、これに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 地域交流室等使用者が地域交流室等を使用するときも、前項と同様とする。
(登録の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、もしくは登録の効力を停止し、または登録の条件を変更することができる。

- (1) 登録の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、もしくは使用を停止し、または使用の条件を変更することができる。

- (1) 使用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第11条 ボランティア室を使用する者は、ボランティア室の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条第2項の規定により、使用を停止されたときも、同様とする。

2 地域交流室等使用者は、地域交流室等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条第2項の規定により、使用の承認を取り消され、または使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 環境施設の使用に際し環境施設に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

(環境施設の管理等)

第13条 環境施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、地域交流室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、地域交流室等使用者から收受することができる。

3 前項に規定する利用料金の額は、第7条第1項に定める使用料の額を超えない範囲内で、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定める額とする。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、環境施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。

(1) 環境施設の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。

(2) 環境施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 環境施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 環境施設の事業の企画および運営に関すること。

(2) 登録、第6条第2項に規定する使用の承認ならびに第10条に規定する取消し、停止および条件の変更に関すること。

(3) 利用料金の徴収に関すること。

(4) 環境施設の維持および修繕に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務

(指定管理者による個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、第13条から第16条までの規定および次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 環境施設の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第5条関係）

区分	開館時間
コミュニティラウンジ	午前7時から午後9時30分まで
展示室 キッズスペース	午前9時から午後6時まで
ボランティア室 地域交流室 多目的スペース	午前9時から午後9時30分まで

別表第2（第7条関係）

(1) 施設

種別	時間	午前（9時～12時）	午後（1時～4時30分）	夜間（5時30分～9時30分）
		地域交流室	区民 900円	区民以外 1,100円
多目的スペース	区民	2,600円	3,900円	5,300円
	区民以外	3,100円	4,700円	6,400円

備考 「区民」とは、区内に在住し、在勤し、もしくは在学する者（以下「区内在住者等」という。）、区内に事務所等を有する団体または区内在住者等を主たる構成員とする団体をいう。

(2) 設備 1件 1回 2,000円

(説明) 環境学習交流施設を設置する必要がある。